

三原市(下水道整備課)からのお知らせ

令和8年4月使用分から

下水道使用料を改定します

この案内は下水道を使用していない方にも配布しています。

下水道事業が将来にわたって健全で安定した経営を行い、安心して下水道をお使いいただくため、令和5年度から段階的な下水道使用料の改定を実施しています。

この度、令和8年4月使用分から、2回目の下水道使用料の改定を実施します。皆さまのご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

下水道使用料の改定について

※水道料金は変わりません。

下水道使用料改定表

(税込)

基本料金				超過料金(1m ³ につき)			
基本水量	令和4年度	【1回目】 令和5年度 ～ 令和7年度	【2回目】 令和8年度 以降	超過水量	令和4年度	【1回目】 令和5年度 ～ 令和7年度	【2回目】 令和8年度 以降
10m ³ まで	1,210円	1,452円	1,573円	11m ³ ～20m ³	154円	187円	198円
				21m ³ ～30m ³	176円	209円	231円
				31m ³ ～50m ³	198円	242円	253円
				51m ³ ～100m ³	209円	253円	275円
				101m ³ ～	220円	264円	286円

(算出例) 令和8年度 26m³ 使用 : 1,573円(基本料金) + 198円×10m³ + 231円×6m³ = 4,939円(税込)

使用水量に応じた下水道使用料改定のイメージ図

(税込)

使用水量 (1か月あたり)	10m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	200m ³
イメージ						
令和4年度	1,210円	2,750円	4,510円	8,470円	18,920円	40,920円
令和5年度～ 令和7年度(現行) ()内は令和4年度比の金額	1,452円 (+242円)	3,322円 (+572円)	5,412円 (+902円)	10,252円 (+1,782円)	22,902円 (+3,982円)	49,302円 (+8,382円)
令和8年度～ ()内は令和4年度比の金額	1,573円 (+363円)	3,553円 (+803円)	5,863円 (+1,353円)	10,923円 (+2,453円)	24,673円 (+5,753円)	53,273円 (+12,353円)

裏面に続く

■「使用水量・料金等のお知らせ」の表示

使用水量・料金等のお知らせ		
お客様番号	検計日	
三原 太郎 様		
使用期間		
用途	メーター番号	口径 mm
今回指針(+)		
前回指針(-)		
旧メーター水量(+)	m ³	
今回使用水量	m ³	
前回使用水量	m ³	前年同期使用水量 m ³
請求年月		
使用水量	m ³	m ³
水道料金(税込)	円	円
下水道使用料(税込)		
合計金額	円	円
お知らせ		

水道料金に変更は
ありません。

下水道使用料は
こちらに記載されます。

下水道使用料改定が決まった経緯

下水道事業は、使用者の皆さんの使用料で賄うことが原則ですが、必要な事業費を確保できなくなる課題がありました。

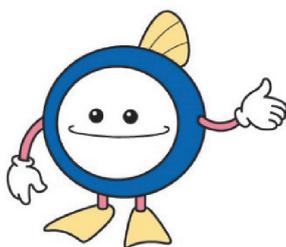
そのため、令和2年度から有識者や市民からの応募により構成された委員による「三原市下水道事業経営審議会」を開催し、答申を受けて作成した「三原市下水道事業経営戦略(令和4年度改定版)」において、下水道使用料を令和5年度から改定することとしました。

この経営戦略には、市民や市議会議員の皆様からの意見が反映されています。

下水道使用料の改定時期、改定率は、令和5年度からは令和4年度と比べて約20%引き上げ、令和8年度からは令和4年度と比べて約30%引き上げをすることとし、令和4年9月に市議会の議決により決定いたしました。

下水道使用料の改定により、下水道事業会計の財政状況を改善し、将来にわたって安定的に事業を継続することで、快適な暮らしや良好な水環境を保つことを目指します。

詳しくはこちらをご覧ください。



下水道整備課ホームページ

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/>



三原市下水道事業経営戦略について

URL : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/35/keiseiryaku.html>



お問い合わせ先

三原市都市部 下水道整備課 普及促進係

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 Tel:0848-67-6049 Fax:0848-64-6057